



平成 21 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 ぴあ株式会社
代表者名 代表取締役社長 矢内 廣
(コード番号：4337 東証第 1 部)
問合せ先 取締役コーポレート・コミュニケーション長 松岡慎一郎
(TEL. 03 - 3265 - 9605)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 20 日開催予定の第 36 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 平成 21 年 1 月 5 日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下、「決済合理化法」という。)が施行され、上場会社の株式が株式振替制度に一斉に移行した(いわゆる株券電子化)ことに伴い、株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定を削除(現行定款第 7 条)又は変更(現行定款第 9 条、第 10 条及び第 11 条)するとともに、経過措置として附則を新設するものです。

なお、現行定款第 7 条(株券の発行)については、決済合理化法上、同法の施行日に当該定めを廃止したものとみなされております。

(2) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によってこの決定が支配されることを防止するための取組みとしての当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入、発動および廃止について、必要に応じて株主の皆様のご意思を確認することができることを明確にするため、所要の変更を行うものであります。

(3) 将来において、機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とすることを目的として、発行可能株式総数を増加するとともに、新たな種類株式(第 A ~ D 種優先株式)(以下「本優先株式」といいます。)を発行することができるように、現行定款第 6 条を変更するとともに、変更案「第 2 章の 2 優先株式」を新設するものであります。

なお、現時点におきましては、普通株式及び本優先株式の具体的な発行計画はございません。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次の通りです。

(変更部分は下線で示しております。)

現行定款	変更案										
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>3,300万株</u>とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。<u>以下同じ。</u>)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p>	<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>4,500万株</u>とし、このうち各種の株式の発行可能総数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="922 750 1356 958"> <tr> <td>普通株式</td> <td>3,300万株</td> </tr> <tr> <td>A種優先株式</td> <td>300万株</td> </tr> <tr> <td>B種優先株式</td> <td>300万株</td> </tr> <tr> <td>C種優先株式</td> <td>300万株</td> </tr> <tr> <td>D種優先株式</td> <td>300万株</td> </tr> </table> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株</p>	普通株式	3,300万株	A種優先株式	300万株	B種優先株式	300万株	C種優先株式	300万株	D種優先株式	300万株
普通株式	3,300万株										
A種優先株式	300万株										
B種優先株式	300万株										
C種優先株式	300万株										
D種優先株式	300万株										

<p>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 (条文省略)</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 章の 2 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第 11 条の 2 当社は、第 37 条第 1 項に定める剰余金の配当を行うときは、<u>優先株式を有する株主(以下、「優先株主」という。)</u>または<u>優先株式の登録質権者(以下、「優先登録株式質権者」という。)</u>に対し、<u>普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という)または普通株式の登録質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)</u>に先立ち、<u>優先株式 1 株につき、その払込金額に年 10%を乗じた額を限度として各種優先株式の最初の発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金(以下、「優先配当金」という。)</u>の配当を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金の配</p>
--	--

	<p><u>当を行ったときは、その額を控除した額とする。</u></p> <p><u>2 各事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して支払った優先配当金及び中間配当金の総額が優先配当金の額に達しない場合の、不足額（以下、「未払優先配当金」という。）の翌事業年度以降への累積については、各種優先株式の最初の発行に際して取締役会の決議で定める。</u></p> <p><u>3 当社は、優先株主または優先登録株式質権者に対し、優先配当金を超えて配当しない。</u></p>
<p>（新 設）</p>	<p><u>（優先中間配当金）</u></p> <p><u>第 11 条の 3 当社は、第 38 条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき、その払込金額に年 5% を乗じた額を限度として各種優先株式の最初の発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金（以下、「優先中間配当金」という。）の配当を行う。</u></p>
<p>（新 設）</p>	<p><u>（残余財産の分配）</u></p> <p><u>第 11 条の 4 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき、その払込金額相当額（または、各種優先株式の最初の発行に際して取締役会の決議で定めるところにより、その払込金額相当額に累積未払優先配当金額を加えた額）の金銭を支払う。</u></p> <p><u>2 当社は、優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない。</u></p>

<p>(新 設)</p>	<p><u>(優先株式の議決権)</u> <u>第 11 条の 5 優先株主は、法令に別段に定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有さない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(優先株式の取得請求権)</u> <u>第 11 条の 6 A 種優先株主は、当会社に対して、A 種優先株式の最初の発行に際して取締役会の決議で定める期日または期間内において、A 種優先株式 1 株当たり当該取締役会決議で定める額(または、当該取締役会決議で定めるところにより、かかる額に累積未払優先配当金額を加えた金額)の金銭と引換えに、自己の保有する A 種優先株式の全部または一部を取得するよう請求することができる。</u></p> <p><u>2 (1) C 種優先株主は、当会社に対して、C 種優先株式の最初の発行に際して取締役会の決議で定める期日または期間内において、C 種優先株式 1 株当たり当該取締役会決議で定める額の金銭(または、当該取締役会決議で定めるところにより、かかる額に累積未払優先配当金額を加えた金額)と引換えに、自己の保有する C 種優先株式の全部または一部を取得するよう請求することができる。</u></p> <p><u>(2) C 種優先株主は、当会社に対して、C 種優先株式の最初の発行に際して取締役会の決議で定める期日または期間内において、C 種優先株式 1 株当たり当該取締役会決議で定める算定方法により算出される数の当会社の普通株式と引換えに、自己の保有する C 種優先株式の全部または一部を取得するよう請求することができる。</u></p>

<p>(新 設)</p>	<p><u>(優先株式の取得条項)</u> <u>第 11 条の 7 当社は、各種優先株式の最初の発行に際して取締役会の決議で定める期日または期間内において、当該優先株式 1 株当たり当該取締役会決議で定める額の金銭の交付と引換えに、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。</u> <u>2 当社は、C種およびD種優先株式について、当該優先株式の最初の発行に際して取締役会の決議で定める期日または期間内において、当該優先株式 1 株当たり当該取締役会決議で定める算定方法により算出される数の当社の普通株式の交付と引換えに、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。</u> <u>3 当社が前 2 項の取得を行う場合において、当該優先株式の一部の取得をするとき、その一部の優先株式は按分比例または抽選により定める。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(株式の併合、分割または募集株式の割当てを受ける権利等)</u> <u>第 11 条の 8 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割を行わない。</u> <u>2 当社は、優先株主には募集株式、募集新株予約権または募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>第 3 章 株主総会</p>	<p><u>(除斥期間)</u> <u>第 11 条の 9 第 39 条の規定は、優先配当金および優先中間配当金についてこれを準用する。</u></p> <p>第 3 章 株主総会</p>

<p>第 13 条 ~ 16 条 (条文省略)</p> <p>(株主総会決議事項)</p> <p>第 17 条 当会社の株主総会においては、法令および本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、当会社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針をその決議により定めることができる。</p> <p>2 前項における当会社株式の大量取得行為に関する対応策とは、当社が資金調達、業務提携などの事業目的を主要な目的とせずに株式の発行、自己株式の処分もしくは株式無償割当てまたは新株予約権の発行もしくは新株予約権無償割当て(以下、「株式の発行等」という。)を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。</p> <p>また、導入とは、当会社株式の大量取得行為に関する対応策としての株式の発行等の決議を行うなど当会社株式の大量取得行為に関する対抗策の具体的内容を決定することをいう。</p>	<p>第 12 条 ~ 第 15 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第 18 条 ~ 第 41 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 16 条 ~ 第 39 条 (現行どおり)</p> <p>第 8 章 当会社株式の大量取得行為に関する対応策</p> <p>(当会社株式の大量取得行為に関する対応策)</p> <p>第 40 条 当会社株式の大量取得行為に関する対応策の導入、発動および廃止は、取締役会の決議、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定す</p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>る。</p> <p>2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 当会社株式の大量取得行為に関する対応策とは、当会社が資金調達、業務提携などの事業目的を主要な目的とせずに株式の発行、自己株式の処分もしくは無償株式割当てまたは新株予約権の発行もしくは新株予約権無償割当て(以下、「株式の発行等」という。)を行うことにより当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。</p> <p>(2) 導入とは、当会社株式の大量取得行為に関する対応策としての株式の発行等の決議を行うなど当会社株式の大量取得行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。</p> <p>(3) 発動とは、当会社株式の大量取得行為に関する対応策の内容を実行することにより、買収の実現を困難にすることをいう。</p> <p>(4) 廃止とは、当会社株式の大量取得行為に関する対応策として発行された株式または新株予約権を消却する等導入された当会社株式の大量取得行為に関する対応策を取り止めることをいう。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 当会社の株式喪失登録簿の作成および備置その他株券喪失登録簿に関</p>
-------------------------	---

(新 設)	<p><u>する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</u></p>
-------	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月20日(土)
定款変更の効力発生日 平成21年6月20日(土)

以 上